

# 株式会社 な と り 定 款

|             |      |  |
|-------------|------|--|
| 昭和23年6月10日  | 認証   | (昭和23年6月11日登記)   |
| 昭和27年11月29日 | 全面変更 | (商法改正に伴う変更)  |
| 昭和29年5月31日  | 変更   | 第5条(発行する株式の総数)   |
| 昭和39年5月31日  | 変更   | 第1条(商号)<br>第27条(営業年度)  |
| 昭和42年7月30日  | 変更   | 第2条(目的)  |
| 昭和48年7月31日  | 変更   | 第5条(発行する株式の総数)   |
| 昭和49年3月16日  | 変更   | 第2条(目的)  |
| 昭和49年11月6日  | 変更   | 第8条(株式の譲渡制限)   |
| 昭和50年7月31日  | 変更   | 第20条(監査役任期)  |
| 昭和62年7月26日  | 変更   | 第5条(優先株式)  |
| 平成3年5月1日    | 変更   | 第1条(商号)  |
| 平成4年1月8日    | 変更   | 第12条(株主総会招集)   |
| 平成4年7月26日   | 変更   | 第27条(営業年度)   |
| 平成6年6月26日   | 変更   | 第20条(監査役任期)  |
| 平成7年6月24日   | 変更   | 第5条(発行する株式の総数、優先株式)<br>第7条(株式の種類)  |
| 平成8年6月30日   | 変更   | 第1条(商号の英文表示)<br>第3条(公告の方法)<br>第7条(名義書換代理人の設置)<br>第9条(株式取扱規程の制定)<br>その他、条文の構成や表現等の全般的な見直し                               |
| 平成9年6月27日   | 変更   | 第2条(目的)<br>第5条(発行する株式の総数)<br>第6条(単位株制度の採用)   |
| 平成10年3月1日   | 変更   | 第5条(発行する株式の総数)   |
| 平成10年6月16日  | 変更   | 第5条(発行する株式の総数)<br>第8条(株式の譲渡制限)<br>第15条(取締役の員数)<br>第25条(監査役の員数)<br>第31条(中間配当)<br>第32条(転換社債の転換の時期と配当金)<br>第33条(配当金の除斥期間) |
| 平成12年6月29日  | 変更   | 第2条(目的)  |
|             | 変更   | 第7条(名義書換代理人)   |
|             | 変更   | 第8条(株式取扱規程)  |
|             | 変更   | 第9条(基準日)   |
|             | 変更   | 第25条(監査役の員数)   |
|             | 新設   | 第28条(常勤の監査役)   |
|             | 新設   | 第29条(監査役会の招集通知)  |
|             | 新設   | 第30条(監査役会の決議方法)  |
|             | 新設   | 第31条(監査役会の議事録)   |
|             | 新設   | 第32条(監査役会規程)   |
|             | 移設   | 第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条<br>(第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条を移設)  |

|             |      |   |
|-------------|------|---|
| 平成13年6月28日  | 変更   | 第5条（発行する株式の総数）  |
|             | 変更   | 第18条（代表取締役及び役付取締役）  |
| 平成13年10月1日  | 変更   | 第6条（1単元の株式数および単元未満券の不発行）  |
|             |      | 第7条（名義書換代理人）  |
|             |      | 第8条（株式取扱規程）   |
| 平成13年11月12日 | 変更   | 第6条（1単元の株式数および単元未満券の不発行）  |
| 平成14年6月27日  | 全面変更 | （商法改正に伴う変更）   |
| 平成15年6月27日  | 変更   | 第2条（目的）   |
|             | 変更   | 第7条（名義書換代理人）  |
|             | 変更   | 第8条（株式取扱規程）   |
|             | 変更   | 第12条（決議の方法）   |
| 平成16年6月29日  | 新設   | 第6条（自己株式の取得）  |
|             | 新設   | 第8条（単元未満株式の買増し）   |
|             | 変更   | 第9条（名義書換代理人）  |
|             | 変更   | 第10条（株式取扱規程）  |
|             | 変更   | 第11条（基準日）   |
|             | 変更   | 第19条（取締役の任期）  |
|             | 移設   | 第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条（第6条、第8条新設に伴う繰り下げ） |
|             | 新設   | 附則（従前の取締役の任期）   |
| 平成17年6月29日  | 変更   | 第2条（目的）   |
|             | 変更   | 第4条（公告の方法）  |
|             | 変更   | 第21条（取締役会の招集権者及び議長）   |
|             | 変更   | 附則の削除   |
| 平成18年6月29日  | 全面変更 | （会社法施行に伴う変更）  |
| 平成21年6月26日  | 削除   | 第7条（株券の発行）  |
|             | 移設   | 第8条、第14条～第49条（第7条削除に伴う繰り上げ）   |
|             | 変更   | 第9条、第10条、第11条、第12条、第13条（株券電子化に伴う変更）   |
|             | 新設   | 附則（株券電子化に伴う経過措置）  |
| 平成22年1月6日   | 変更   | 附則の削除   |
| 令和4年6月29日   | 削除   | 第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）   |
|             | 新設   | 第19条（電子提供措置等）   |
|             | 新設   | 附則（電子提供措置等に伴う経過措置）  |

# 株式会社 なとり 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社なとりと称し、英文にて社名を表示する場合は、NATORI CO., LTD. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水産加工品の製造及び販売
2. 畜肉加工品の製造及び販売
3. 乳製加工品の製造及び販売
4. 農産加工品の製造及び販売
5. 各種惣菜の製造及び販売
6. 海産物及び食料品、雑貨の販売
7. 前号商品の輸出入
8. 不動産賃貸業
9. 関係事業への投資
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都北区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規定)

第12条 当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 会長をおいた場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となることができる。ただし、会長に事故あるときは、この限りではない。

3 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規定)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第31条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3

分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第34条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規定)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第42条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の処分等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によつては定めず、取締役会の決議により定める。

(剰余金配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払配当金については利息は支払わない。

(附則)

1. 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。